

第7回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

1. 日時 昭和52年3月23日（木） 午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題
 - 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する最近の動きについて
（説明者 郵政省大臣官房電気通信参事官 日高英実）
4. 資料
 - 委7-1 第6回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
 - 委7-2 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する最近の動きについて

第6回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨

1. 日時 昭和52年3月16日（水）午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題
 - (1) 宇宙開発に関する基本計画について
 - (2) 世界無線通信主管庁会議の概要について（報告）
 - (3) 国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会第14会期の概要について（報告）
 - (4) 技術予測調査報告について
4. 資料
 - 委6-1 第5回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
 - 委6-2 宇宙開発に関する基本計画について
 - 委6-3 宇宙開発に関する基本計画案
 - 委6-4 1.2ギガヘルツ帯における放送衛星業務の計画に関する世界無線通信主管庁会議の概要について
 - 委6-5 国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会第14会期報告
 - 委6-6 技術予測調査報告書の概要
 - 委6-7 技術予測アンケート集計結果及びコメント例（宇宙開発分野）

（参考配布） 宇宙開発計画（昭和51年度決定）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

〃 委員

〃 〃

〃 〃

網 島 毅

吉 識 雅 夫

八 藤 東 福

斎 藤 成 文

説明者

郵政省電波監理局周波数課長

科学技術庁計画局調査課長

〃 航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ主任研究官

上 島 史 郎

吉 村 晴 光

山 中 龍 夫

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

〃 官房参事官

通商産業省機械情報産業局次長

園 山 重 道

佐 伯 宗 治

井 川 博

（代理：角田）

通商産業省工業技術院総務部長

杉 浦 博

（〃：木村）

気象庁総務部長

宇津木 巖

（〃：高谷）

海上保安庁総務部長

鈴 木 登

（〃：佐藤）

郵政省電波監理局審議官

門 田 博

（〃：中津川）

建設省大臣官房技術参事官

細 川 弥 重

（〃：渡辺）

郵政省電波監理局

荒 昭 男

〃

安 成 知 文

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

伊 藤 栄 一

〃

宇宙国際課長

三 浦 信

〃

宇宙開発課長

雨 村 博 光 他

議事要旨

(1) 前回議事要旨について

第5回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨のうち園山局長の発言を次のとおり修正の上確認された。

園山：Mロケットの開発については、信頼性が得られる段階まで行ふということになつているので、「第8号科学衛星を所定の軌道に打ち上げるまで」という文章は、同号以降の打上げ用ロケットの開発はやらぬということを意味するものではない。

(2) 宇宙開発に関する基本計画について

事務局から資料委6-2及び6-3に基づいて説明が行われたのち以下の質疑応答が行われ、一部修正のうえ基本計画の議決が行われた。

八藤：基本計画を定めるのは委員会ではないのだから資料委6-3の議決文で「定める」とするのはおかしい。

事務局：資料6-3に替えて資料6-3-1に示^すように標題を「宇宙開発に関する基本計画について案」とし、本文頭書きを「我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定めることについては異議がない。」と改めたい。

(3)

網島：資料6-3-1のとおり議決することとする。

(3) 世界無線通信主管庁会議の概要について（報告）

郵政省電波監理局の上島史郎周波数課長から、資料委6-4に基づいて説明が行われたのち、以下の質疑応答が行われた。

齋藤：チャンネル数の配分及びサービスエリアの数はどのように決めたのか。

上島：各国から要求が出され、その要求をできるだけ満たすという方法で決められた。

齋藤：50年度の電波技術審議会の周波数と軌道の有効利用についての答申と、今回の放送衛星のプランの結果を比較してみたか。

上島：答申で取扱つているのは4GHz、6GHz帯を主体とする通信衛星であるのに対し、今回の1.2GHz帯の放送衛星であり、技術的な特性が異なるので、直接比較することは困難なため比較してきていない。但し、考え方は同じような考え方と思う。

網島：同じ軌道位置に何個も衛星を置くことになるようだが、衝突その他の問題は起らないのか。

上島：同一軌道位置に相当数の衛星が置かれてもそれらが衝突することは殆んどありえないと聞いている。従つて、プランも同一軌道位置に何個の衛星がおかれることになるかということとは考慮されていない。

(4) 国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会第14会期の概要について（報告）

(4)

科学技術庁研究調整局宇宙企画課の内藤哲雄補佐から資料委
6-5に基づいて報告が行われた。

5) 技術予測調査報告について

科学技術庁計画局の吉村晴光調査課長及び航空宇宙技術研究
所宇宙研究グループの山中龍夫主任研究官から資料委6-6及
び6-7に基づいて説明が行われた。

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する最近の動きについて

1 我が国の動き

昭和52年3月22日 「国際海事衛星機構(インマルサット)に関する

条約」の署名及び国会提出について閣議決定

月 3月22日 国際電信電話(株)をインマルサットに

参加する専業体として指定

月 3月22日 (ロンドン時間 15時30分) インマルサット

条約への署名, 駐英大使 加藤 匡夫 (於IMCO本部)

月 4月7日(予定) インマルサット運用協定への署名

KDD 板野学社長 (於IMCO本部)

月 4月上旬(予定) インマルサット準備委員会への参加宣言

2 インマルサット準備委員会 日程

昭和52年1月10日~14日 第1回 準備委員会 (於ロンドン)

参加20か国, 10機関

月 5月9日~13日 技術パネル及び経済パネル第1回会合(於パリ)

月 6月13日~17日 組織パネル第1回会合(於オスロ)

月 10月17日~25日 技術パネル, 経済パネル及び組織パネル

第2回会合

月 10月26日~28日 第2回準備委員会

3 インマルサット条約の署名国 (2月25日現在)

英国, ソ連邦, ノルウェー, ギリシャ, オーストラリア, クウェイト,

ポーランド, ブルガリア, チリ, リベリア, イラク, カメルーン,

白ロシア, ウクライナ

なお, 運用協定に署名しているのは, ソ連邦, ノルウェー

オーストラリア, クウェイト, ポーランド, カメルーンである。